

守口市 ふれあい収集



ふれあい収集とは…

ごみの収集の際、高齢者だけの世帯、または障がいのある方だけで構成するご家庭で、自宅にごみ収集車が通っておらず、ごみの持ち出しが困難な方々を対象として、週1回決まった曜日に収集業者がご自宅前までおうかがいし、ごみの収集を行うサービスです。

対象世帯

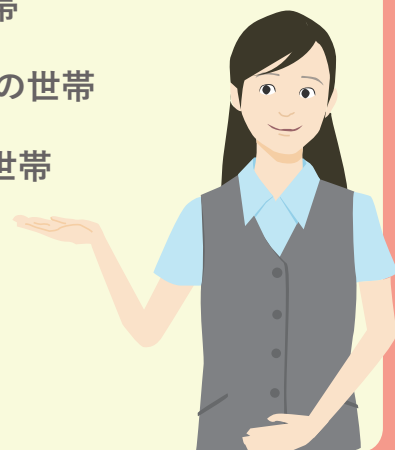
現にホームヘルプサービスを利用し、
次の要件に該当する家庭ごみを排出場所まで持ち出すことが困難な世帯※

- ① 要介護2以上の方だけの世帯
- ② 身体障がい者手帳(1級、2級)の交付を受けている方だけの世帯
- ③ 知的障がいの程度がAの療育手帳の交付を受けている方だけの世帯
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている方だけの世帯
- ①～④のほか、市長が特に必要と認める世帯

※自宅が個別に収集されているマンション、公営住宅などの集合住宅にお住まいの世帯を除きます。

※特別養護老人ホームやグループホーム等の福祉施設に入居されている場合や、親族、近隣住民、ボランティア等の協力でごみ出しが可能な方は対象にはなりません。

※収集条件によってはお断りする場合がありますのでご了承ください。



開始までの流れ

STEP1

電話等の相談



STEP2

申請書の提出



STEP3

本市職員の訪問・面談
(ケアマネージャー同席)



STEP4

審査・決定通知
(約1週間程度)



STEP5

開始の日程調整
ごみ容器の設置



STEP6

収集開始



収集可能なごみの種類

- ・燃やすごみ
- ・プラスチック製容器包装
- ・空き缶
- ・ペットボトル
- ・ガラス、ビン
- ・紙、布
- ・危険ごみ

※家庭から出るごみに限ります。



ふれあい収集を利用するにあたって

- ・玄関先での収集となります。(※住居の中までは伺いません。)
- ・ごみの分別をお願いします。
- ・ごみを出す際は、収集日の午前9時までに、ご自身で購入していただいたごみ容器に出してください。
- ・ふれあい収集のご利用に費用はかかりません。

詳細はHPへ
(令和7年4月時点)

お問合せ先

守口市 環境下水道部 環境対策課
〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号
TEL (06) 6991-3840



守口市シンボルキャラクター
もり吉